

※ ページ欄の上段の数字は、第7回検討委員会資料1のページ数、ページ欄の下段（ ）内の数字は、第8回検討委員会資料1-1のページ数を示します。

No	ページ	意見箇所	意見内容	組合の考え方	修正前（第7回検討委員会資料1）	修正後（第8回検討委員会資料1-1）
1	P 2 (P 2)	1.3 計画期間	構成市（鴻巣・北本）のおかれた現状を踏まえたとき一日も早い稼働が必要と考える。	本スケジュールは環境影響評価や建設工事などに要する期間を考慮し作成したものです。 今後は、随時、埼玉中部資源循環組合の進捗を確認し、できるだけ早く稼働できるよう事務を進めていきます。		修正なし。
2	- (P 17)	(2.1(5)②容器包装リサイクル法)	—	容器包装リサイクル法の説明が必要であると考え追加しました。	—	(P 17) 参照 容器包装リサイクル法の説明を追加
3	P 2 2 (P 2 3)	3.2(1) 可燃ごみ	本文中の埼玉県清掃行政研究協議会の注釈を加えてください。	ご指摘のとおり修正します。	—	(P 2 3) ※ 埼玉県清掃行政研究協議会 埼玉県清掃行政研究協議会とは、廃棄物の排出抑制及び適正処理並びに清潔の保持に関する知識及び技術を交流、廃棄物の処理体制を確立することなどを目的とし、埼玉県内の市町村及び一部事務組合の代表者並びに埼玉県を会員として組織しています。
4	P 2 2 (P 2 3)	3.2(2) 不燃ごみ	—	委託先の民間処理業者の残さの処理についての記述を修正・追加しました。	P 2 2 行田市から排出される不燃ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破砕・選別処理を行っています。選別後の不燃残さは、民間処理業者に処理を委託しています。また、選別後の可燃残さは、小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。 鴻巣市及び北本市から排出される不燃ごみは、各市の施設に一時保管した後、民間処理業者に処理を委託しています。	(P 2 3) 行田市から排出される不燃ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破砕・選別処理を行っています。選別後の不燃残さは、民間処理業者に処理を委託しています。 鴻巣市及び北本市から排出される不燃ごみは、各市の施設に一時保管した後、民間処理業者に処理を委託しています。委託先の民間処理業者は、金属等の資源物を選別した後、不燃残さ及び可燃残さをまとめて処理（ケミカルリサイクル・熱回収等）しています。
5	P 2 2 (P 2 3)	3.2(3) 粗大ごみ	鴻巣市の一時保管場所で解体・選別処理を行っています。また、選別後の不燃残さは民間処理業者に処理を委託し、可燃性残さは小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。	ご指摘のとおり修正します。	P 2 2 鴻巣市の吹上地域から排出される粗大ごみは、鴻巣市の一時保管場所で解体された後、民間処理業者に処理を委託しています。	(P 2 3) 鴻巣市の吹上地域から排出される粗大ごみは、鴻巣市の一時保管場所で解体・選別処理を行っています。また、選別後の不燃残さは民間処理業者に処理を委託し、可燃性残さは小針クリーンセンターにおいて焼却処理しています。

第7回検討委員会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に関する意見等及び対応一覧表



※ ページ欄の上段の数字は、第7回検討委員会資料1のページ数、ページ欄の下段（ ）内の数字は、第8回検討委員会資料1-1のページ数を示します。

No	ページ	意見箇所	意見内容	組合の考え方	修正前（第7回検討委員会資料1）	修正後（第8回検討委員会資料1-1）
6	P27 (P28)	3.3(2)②不燃ごみ及びプラ容器包装袋の組成	<p>・表現の訂正を 不燃ごみ袋には容器包装プラスチックが分別不適物として混入、とあるが、容器包装プラスチック（以下容器プラ）の分別では「プラマーク」が付いていても、食品等が付着して洗っていない物や油がとれない物、においのある物などは容器プラリサイクルでは不適合になるため、不燃に入れることになっています。従って不燃に入れた容器プラは分別不適物ではありません。訂正してください。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。 なお、今回お示した鴻巣市におけるごみ袋の展開検査のデータでは、再資源化可能な容器包装と汚れた容器包装が区別されておりません。 また、家庭内ではきれいだったものの、不燃ごみ袋の中で汚れが移ってしまったプラスチック製容器包装がある可能性も考えられます。 そのため、不燃ごみ袋にあるプラスチック製容器包装の中には、分別不適物が含まれる可能性があることについてご注意ください。</p>	<p>P27 鴻巣市において、平成25年度に調査した不燃ごみ袋及びプラスチック製容器包装袋の組成を図3-6に示します。 不燃ごみ袋には容器包装プラスチックが、プラスチック製容器包装袋には不燃ごみが、それぞれ分別不適物として混入しています。全体としては、不燃ごみ、容器包装プラスチックのどちらも、2割程度の分別ルール違反のごみが含まれています。</p>	<p>(P28) 鴻巣市において、平成25年度に調査した燃やせないごみ専用袋及び容器包装（資源）類専用袋の内容物の組成を図3-6に示します。 燃やせないごみ専用袋には不燃ごみ及び不燃ごみとして収集されるプラスチック製容器包装のほかに、可燃ごみ、金属類、びん・缶などが混入しています。容器包装（資源）類専用袋には可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトルなどが混入しています。</p>
7	P29 (P30)	3.3(4)①分別区分	<p>「容器包装プラスチック」を「プラスチック製容器包装」に修正してください。 本市の分別区分名称であり、容器包装リサイクル協会でも使われている。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>	<p>P29 <u>容器包装プラスチック</u></p>	<p>(P30) <u>プラスチック製容器包装</u></p>
8	P30 (P31) P38 (P39)	3.2(4)②家庭ごみ及び事業系ごみの収集方法（搬出方法及び収集回数） 3.3(7)施設の直接搬入に係る処理手数料	<p>「直接搬入」を「自己搬入」に修正してください。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>	<p>P30・P38 <u>直接搬入</u></p>	<p>(P31)・(P39) <u>自己搬入</u></p>

第7回検討委員会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に関する意見等及び対応一覧表



※ ページ欄の上段の数字は、第7回検討委員会資料1のページ数、ページ欄の下段（ ）内の数字は、第8回検討委員会資料1-1のページ数を示します。

No	ページ	意見箇所	意見内容	組合の考え方	修正前（第7回検討委員会資料1）	修正後（第8回検討委員会資料1-1）
9	P42 (P43)	3.5(2) 住民にわかりやすい処理ルールの検討	<p>・排出困難世帯への対応を削除 ごみは排出するまでは個人の物で、排出までその個人が責任を持つべきです。出されたものは自治体が責任を持って処理しますが、収集や処理がしやすく分別するのは市民の協力を仰ぐべきです。介護の家事援助でヘルパーのごみ分別は可能です。これからの人口減や税収減を十分に考慮すると、効率的分別の徹底は市民の責務です。</p> <p>排出困難世帯への対応は構成各自治体の分野ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘に基づき「市町村が定めるルールに従い分別排出することが住民のルールであること」を追記します。</p> <p>なお、本基本計画は、構成市の事務範囲を含め「排出抑制・資源化計画」、「収集・運搬計画」、「中間処理・最終処分計画」を検討するものとなります。</p> <p>そのため、課題等を整理する中で、構成市の事務範囲に関する事項についても記載されるものとなります。</p>	<p>P42 構成市ごとにごみ処理ルールが異なるため、住民や事業者に分かりやすいごみ処理ルールの検討が必要です。</p> <p>また、高齢化の進行に伴う高齢者単身世帯の増加等を踏まえ、自力でのごみ分別や排出困難世帯への対応が必要です。なお、ごみ処理のルールを変更する場合は、住民や事業者への周知徹底が必要です。</p> <p>P59（関連する項目） 6.4(2) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応 構成市の福祉部門等で行われる地域見守り制度等と合わせて、自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応方法を検討します。</p> <p>高齢者介護に係る民間事業者と協働し、高齢世帯の生活の質を向上できる仕組みづくりを検討します。</p>	<p>(P43) 各家庭や事業者には、構成市が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められていますが、分別排出の徹底には課題があります。構成市ごとにごみ処理ルールが異なるほか、分別ルールのわかりにくさが原因と思われる分別間違いもあることから、住民や事業者に分かりやすいごみ処理ルールの検討が必要です。</p> <p>また、高齢化の進行に伴う高齢者単身世帯の増加等を踏まえ、自力でのごみ分別や排出が困難な世帯への対応も必要です。なお、ごみ処理のルールを変更する場合は、住民や事業者への周知徹底が必要です。</p> <p>P60（関連する修正） 6.4(3) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応は、構成市の福祉部門等で行われる地域見守り制度等と合わせ、組合と構成市で連携して検討します。</p> <p>高齢者介護に係る民間事業者と協働し、高齢世帯の生活の質を向上できる仕組みづくりについて、組合と構成市で連携して検討します。</p>
10	P42 (P43)	3.5(5) 新たに整備する施設に対する環境負荷の低減や地域内役割などの検討	<p>3行目の環境負荷低減の検討（文言挿入） 化学物質の排出抑制が極めて重要と考えます。文言として「排気排水」も入れていただきたい。たとえば、「省エネルギーや地球温暖化防止、排気や排水等、環境負荷低減の検討も必要です。」</p>	<p>ご指摘の内容に基づき「公害防止に関する取組」追記します。</p>	<p>P42 現在不燃ごみであるその他プラスチックは、新たに整備する熱回収施設において熱エネルギー回収（創エネルギー）の検討が必要であり、また、省エネルギーや地球温暖化防止など、環境負荷低減の検討も必要です。</p> <p>また、新たに整備する施設は、災害廃棄物の処理だけではなく、施設そのものの強靱化や、地震等の非常災害時における防災拠点としての役割などの検討が必要です。</p>	<p>(P43) 現在不燃ごみであるその他プラスチックは、新たに整備する熱回収施設において熱エネルギー回収（創エネルギー）の検討が必要です。また、大気及び水質等の公害防止に関する環境負荷低減はもちろんのこと、省エネルギーや地球温暖化防止などの検討も必要です。</p> <p>また、新たに整備する施設は、災害廃棄物の処理だけではなく、施設そのものの強靱化や、地震等の非常災害時における防災拠点としての役割などの検討が必要です。</p>

第7回検討委員会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に関する意見等及び対応一覧表



※ ページ欄の上段の数字は、第7回検討委員会資料1のページ数、ページ欄の下段（ ）内の数字は、第8回検討委員会資料1-1のページ数を示します。

No	ページ	意見箇所	意見内容	組合の考え方	修正前（第7回検討委員会資料1）	修正後（第8回検討委員会資料1-1）
1 1	P49 (P50)	5.3 将来のごみ処理体系	分別については、法的要件や経費などを勘案し、検討していくという内容を追加してほしい。	ご指摘の内容に基づき修正いたします。	P49 構成市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、乾電池や蛍光管、小型家電等処理するため、熱回収施設（熱回収施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤードを整備します。	(P50) 本組合では、主に可燃ごみを処理する「熱回収施設（可燃ごみ処理施設）」、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチック製容器包装ときれいなプラスチックを処理する「プラスチック資源化施設」、乾電池や蛍光管、小型家電等を保管する「ストックヤード」を整備します。 なお、ごみの分別項目（収集・運搬体系）については、国などの上位計画に示される考え方に基づき、環境配慮、分別実態及び課題、住民サービスと経済性のバランスなどを考慮し、必要に応じて構成市間の連絡調整及び情報交換を進めた上で見直しを進めます。
1 2	P50 (P51)	5.4 重点施策1 分別ルールの見直し	<p>・鴻巣、北本及び行田の混合収集を再考</p> <p>鴻巣市・北本市は現状の容器プラのみの回収を継続すべきと考えます。リサイクルの低下につながります。混合収集については、北本市では一般廃棄物処理計画に関わることです。各市の関係機関との合意形成など手順を踏んだ上で分別ルールの変更がなされているのでしょうか。</p> <p>行田市との分別状況が異なっているため統一を図ることは理解できますが、鴻巣・北本の事例をよく把握して頂き、市民参加で効率的で納得できる分別を検討していただきたい。どこかで余分な手間をかけ、それを住民の税負担で継続していくという混合収集は納得し難いものです。</p> <p>熱回収の発電にカロリーが必要とのことですが、まず、生ごみの水分を減らすことが必要です。どうしてもプラが必要ならば、容器プラの汚れている物は可燃に入ると定量的にプラが混入し熱量確保となり、施設分別の手間が減ります。燃やすことは不本意ですが、プラの質として比較的可塑剤や添加</p>	<p>新たなごみ処理施設の種別及び受入れられるごみの分別区分については、これまで構成市WGや参与会などを通じ、各市と合意形成を進めてまいりました。</p> <p>また、H27年2月に開催した第5回検討委員会にてお諮りし、決定したものです。</p> <p>本組合としては、上記検討結果を踏まえ、重点施策1の基本的枠組みについては、変更を行いません。</p> <p>なお、本文の文言については、ご指摘の内容に基づき「プラスチックの分別ルールを見直す理由」、「新たな区分（資源プラスチック）の説明」、「きれいなプラスチックの説明」、「再資源化できないプラスチックの分別区分変更」を追記し、分かりやすい説明とします。</p> <p>（リサイクル率について）</p> <p>今回の変更はプラスチック製容器包装の回収を止めるものではありません。資源プラスチックとして混合回収されたもののうち、プラスチック製容器包装については、これまでと同様に容リ協会を通じて再資源化されますので、リサイクル率の低下の原因となることはありません。</p>	<p>P50 鴻巣市及び北本市では、新たに資源プラスチックの区分を設け、容器包装プラスチックとその他プラスチックの混合収集を開始します。</p> <p>行田市では、資源プラスチックの混合収集を開始するほか、ペットボトルの分別収集も開始します。</p> <p>P55、6.2 収集・運搬計画（関連する修正） 構成市では、ごみ処理ルールの見直しにあわせ、必要に応じて収集・運搬計画の見直しを行うものとします。</p> <p>構成市では、本組合における施設整備にあわせ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック類、ペットボトルの分別・収集方法を統一していきます。なおプラスチック類とは、きれいな容器包装プラスチック類及びきれいなその他プラスチック類を新たに混合収集していくものです。</p> <p>また、その他の分別項目（缶、びん、ガラ</p>	<p>(P51) プラスチックの分別に関しては、持続可能な循環型社会の形成及びごみ処理サービスの向上を両立するため、分別ルールを見直します。</p> <p>鴻巣市及び北本市では、プラスチック製容器包装の回収量向上を図るため、新たに資源プラスチックの区分を設け、再資源化可能なきれいなプラスチック製容器包装にきれいなプラスチックを加えた収集の導入を目指します。</p> <p>行田市でも同様に、資源プラスチックの収集の導入を目指すほか、ペットボトルの分別収集も目指します。</p> <p>また、汚れが付着して再資源化できないプラスチックは、熱回収を推進するため、分別区分を可燃ごみとします。</p> <p>(P56)、6.2 収集・運搬計画（関連する修正） 構成市では、本組合における施設整備にあわせ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源プラスチック及びペットボトルの分別・収集方法を統一していきます。なお、現在構成市により呼び方が異なる蛍光管や電球、乾電池等は、その呼称についても、今後検討します。</p> <p>資源プラスチックとは、プラスチック製容器包装などのきれいなプラスチックをいいます。水洗いしにくい物やきれいにするのに手間のかかる物、又は洗っても汚れの落ちない物は、これまでの不燃ごみから可燃ごみに分別を変</p>

第7回検討委員会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に関する意見等及び対応一覧表



※ ページ欄の上段の数字は、第7回検討委員会資料1のページ数、ページ欄の下段（ ）内の数字は、第8回検討委員会資料1-1のページ数を示します。

			<p>剤は少ないので致し方ないと考えます。</p> <p>可燃に混ぜ入れることで、不燃物の回収は週1回又は隔週に出来るのではないのでしょうか。</p> <p>行田市はペットと容器プラを抜き出すだけの変更で済みます。鴻巣・北本は汚れたプラを可燃にするだけです。ぜひ構成市のしかるべき機関に諮って再検討してください。</p> <p>新施設での分別も容器プラのみを扱うので人員配置は減らせます。破碎不用です。不燃にはこれまで同様その他のプラが含まれますが、どのようなリサイクルが適切な環境負荷低減から再検討をお願いします。</p>	<p>逆に、住民による分別の手間を軽減することにより、鴻巣市及び北本市でこれまで分別排出に協力していなかった一部の住民から、新たに協力を得られるメリットがあると考えます。</p> <p><u>(プラスチックの分別について)</u></p> <p>現状、鴻巣市と北本市では、住民による家庭での選別の後に、同じルールで市委託業者により再選別が行われており、効率的といえませんが、市民が分りやすく、効率的な排出方法とするため、今回、市民は「きれい・よごれた」の分別を、行政は「容リ・その他」の分別をそれぞれ受け持つルールとして混合回収を導入するものです。</p> <p><u>(プラスチックの焼却について)</u></p> <p>現状、不燃ごみとして、構成市外の民間処理業者でケミカルリサイクル及び熱回収されている状況を鑑み、「よごれた容器包装プラスチック」及び「その他プラスチック」については、本組合熱回収施設で自区域内処理します。</p> <p>なお、分別区分の変更に伴う不燃物の収集回数の変更については、今後、各構成市でご検討いただく事項となります。</p> <p><u>(新施設での分別について)</u></p> <p>第7回検討委員会の席上でもご説明したとおり、新たに建設するプラスチック資源化施設では、破碎は行いません。</p>	<p>ス類、金属、紙類、布・衣類等)は、構成市それぞれで検討を行います。なお、現在構成市により呼び方が異なる蛍光管や電球、乾電池等は、資源として分別するか、有害ごみとして分別するか、今後検討します。</p>	<p>更し、資源プラスチックによごれが移らないように収集します。</p> <p>また、構成市では、ごみ処理ルールの見直しにあわせ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源プラスチック及びペットボトルにおける収集運搬回数等の収集方法や、その他の分別項目（缶、びん、ガラス類、金属、紙類及び布・衣類等）などの収集・運搬計画の見直しを行うものとなります。</p> <p>なお、見直しに当たっては、必要に応じて構成市間の連絡調整及び情報交換を進めた上で、国や県の上位計画に示される考え方に基づき、住民サービスと経済性のバランスを考慮します。</p> <p>(P17) に容器包装リサイクル法の概要追記</p>
--	--	--	--	---	---	---

第7回検討委員会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に関する意見等及び対応一覧表



※ ページ欄の上段の数字は、第7回検討委員会資料1のページ数、ページ欄の下段（ ）内の数字は、第8回検討委員会資料1-1のページ数を示します。

No	ページ	意見箇所	意見内容	組合の考え方	修正前（第7回検討委員会資料1）	修正後（第8回検討委員会資料1-1）
13	P50 (P51)	5.4 重点施策2 ごみ処理施設整備 の推進	—	広域化に合わせて、既存施設及び処理委託の現状について、見直しをすることが必要であると考え追記しました。	P50 新たなごみ処理施設として、熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設（資源プラスチック選別施設）、ストックヤードを整備します。	(P51) 老朽化が激しく更新が必要な既存ごみ処理施設や、構成市外の民間処理業者に処理委託（自区域外処理）する現状について見直しを行い、新たなごみ処理施設として、熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設（資源プラスチック選別施設）及びストックヤードを整備します。
14	P50 (P51)	5.4 重点施策3 エネルギーや資源 の有効活用	・蒸気や高温水などの熱を有効利用し、を削除 温浴施設の要望があったということは報告を受けていますが、費用対効果、既存施設の状況は厳しいものがありそうです。地域要望の度合い、利用可能範囲と頻度、建設費用、維持管理費用など十分に考慮すべき課題と捉えています。建設計画までに再検討とし、温浴施設を想定しているように採れる表現部分は削っていただきたい。	蒸気や高温水などの熱につきましては、場内においても有効利用できると思います。 ご指摘の内容について修正します。	P50 新たに整備する熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、高効率のごみ発電を行うとともに、施設内外において、蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進します。	(P51) 新たに整備する熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、高効率のごみ発電を行うとともに、蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進します。 あわせて、現在、構成市外の民間施設で資源化以外の方法により処理されているプラスチックを熱回収することで、効率的な資源の有効活用の取組みを進めます。
15	P56 (P57)	6.3(1)表6-2 4 ストックヤード (約1,000㎡)	災害が発生した場合、現在のストックヤード(1,000㎡)で対応できるのか？	今回、組合で建設するストックヤードは、災害廃棄物の仮置場としての使用を主目的とするものではありません。 災害廃棄物の一保管場所については、主として、各構成市で作成する災害廃棄物処理基本計画等で定める仮置場を使用することとなります。	P57（関連する項目） 熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、高効率のごみ発電を行うとともに、施設内外において蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進します。また、構成市により策定される災害廃棄物処理計画の規定に基づき、災害廃棄物の受入れに必要な設備を整備します。	(P58)（関連する修正） 熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、高効率のごみ発電を行うとともに、蒸気や高温水などの熱を有効活用し、創エネルギーの取組みを推進します。また、構成市により策定される災害廃棄物処理計画の規定に基づき設定される仮置場等から搬入される災害廃棄物の受入れに必要な設備（非常用発電機及び資材備蓄棟等）を整備します。
16	P59 (P60)	6.4 その他の計画	組合と構成市で協力・連携の体制を構築していただきたい。 どこかの市でやった取り組みがうまくいったらそれをフィードバックできるよう、基本計画の中に入れておいても良いと思う。	ご指摘のとおり修正します。	—	(P60) (1) 本組合及び構成市における連携体制の継続 本組合及び構成市では、定期的な会議等を継続して実施し、今後詳細を検討する分別・収集方法の統一のほか、構成市別に進める排出抑制・資源化施策などの情報を交換し、本地域全体の住民サービス向上に努めます。
17	— (P62～71)	(用語の整理)	—	全体とおしての「用語の解説」が必要であると考え項目を追加しました。	—	(P62～71) 【用語の整理】加